

PMI 日本支部寄付プログラム規程

(目的)

第1条 PMI 日本支部は支部定款第2条に定める支部活動目的のため、法人及び個人からの寄付を受け入れる場合の手続きを定めることを目的とする。

(寄付金の募集)

第2条 寄付募集にあたっては、募集内容について理事会の承認を得なければならない。

第3条 個人寄付を募集する場合、受け入れた寄付金の使用目的を明示しなければならない。

(寄付金の納入)

第4条 寄付納入者は第1条で定める目的以外に寄付行為に対する対価を求めることはできない。

第5条 寄付納入を受け入れた時、寄付者に対して、PMI 日本支部事務局（以下事務局）は受領書を交付する。

第6条 事務局は寄付納入状況を理事会に報告する。

第7条 一旦、納入された寄付金については、これを返還しない。

第8条 寄付者の匿名による寄付金も受け入れることができる。

第9条 当該寄付募集の寄付活動目的が消滅した場合、受入れ済みの寄付金については返還する。

(寄付者の公示)

第10条 寄付法人名および個人氏名と寄付金額は寄付者の匿名希望がある場合を除いて、PMI 日本支部ホームページにて、開示する。

(寄付金の支出)

第11条 受け入れ寄付金は第2条で定める理事会で承認された使用目的にのみ支出することができる。受け入れ金に使用に残金が発生した場合、年度末に一括して寄付金積立勘定に組み入れる。寄付金積立勘定の使用については理事会承認事項とする。

第12条 寄付金の募集および使用状況については PMI 日本支部年次報告書にて報告する。

附則

1. この規則は2007年5月25日より施行する。

2009年1月1日 一般社団法人への移行及び支部名称の変更